様式第１号（第３条関係）

個人情報ファイル簿（単票）

<table>
<tr><td>個人情報ファイルの名称</td><td colspan="5">救急出動記録票</td></tr>
<tr><td>行政機関等の名称</td><td colspan="5">亀山市</td></tr>
<tr><td>個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称/保護管理者</td><td colspan="5">消防署警防課（救急グループ）/警防課長</td></tr>
<tr><td>個人情報ファイルの利用目的</td><td colspan="5">救急出動に係る活動内容を記録及び報告することを目的とする。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">記録項目</td><td>基本的事項</td><td>家庭､社会生活</td><td>経済活動</td><td>心身関係</td><td>知識、能力</td></tr>
<tr><td>☐個人番号
☑氏名
☑住所
☑生年月日
☑性別
☑年齢
☐国籍
☐本籍
☐続柄、親族関係
☐戸籍の身分事項
☐その他
（　　）</td><td>☑電話番号
☐家庭状況
☑職業、職歴
☐地位
☐資格、免許
☐団体加入
☐賞罰、犯罪歴
☐その他
（　　）</td><td>☐収入
☐財産状況
☐課税、納税額
☐取引状況
☐公的扶助
☐その他
（　　）</td><td>☑健康状態
☑病歴
☐妊娠、出産
☐障がい
☐容姿、特徴
☐その他
（　　）</td><td>☐学業成績
☐勤務成績
☐試験成績
☐その他
（　　）
その他</td></tr>
<tr><td>記録範囲</td><td colspan="5">救急事案の関係者</td></tr>
<tr><td>記録情報の収集方法</td><td colspan="5">救急事案の関係者から口頭で収集。また、免許証、保険証などの提示により収集。</td></tr>
<tr><td>要配慮個人情報が含まれるときは、その旨</td><td colspan="5">☑含む　　☐含まない</td></tr>
<tr><td>記録情報の経常的提供先</td><td colspan="5">なし</td></tr>
<tr><td rowspan="2">開示請求等を受理する組織の名称及び所在地</td><td colspan="5">（名　称）亀山市総務財政部財務課</td></tr>
<tr><td colspan="5">（所在地）亀山市本丸町５７７番地</td></tr>
<tr><td>訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等</td><td colspan="5">なし</td></tr>
<tr><td>個人情報ファイルの種別</td><td colspan="3">☑電算処理ファイル
（法第 60 条第２項第１号）
☑政令第 21 条第７項に該当するファイル（※）</td><td colspan="2">☐紙媒体のファイル
（法第 60 条第２項第２号）</td></tr>
<tr><td>備　　考</td><td colspan="5">関分署、北東分署においても同様のファイルを保有している。</td></tr>
</table>